

JANPU FDミニマムシリーズ

A. 看護系大学学士課程の基盤となる法



<注>

- ・法律は国会で定められ、法律を実施するためのさまざまな政令、内閣府令、省令、規則、通達等があります。ここで取り上げているのはミニマムですので、これを手掛かりに深めてください。
- ・法は変わります。改正には各自でアンテナを張っててください。



一般社団法人 日本看護系大学協議会

2021年度高等教育行政対策委員会 作成



看護系大学は、看護学教育と看護職養成の二つの役割を担うことから、依って立つ法も、大きく二つの流れがあります。

1) 大学としては

- 教育基本法
- 学校教育法
- 大学設置基準 　　です。

2) 保健師助産師看護師の養成に関しては

- 保健師助産師看護師法
- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 　　です。



教育基本法

昭和22年制定/平成18年改正

教育基本法では、大学は以下のように定義されています。

第七条(大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。



学校教育法

昭和22年制定

学校教育法では、大学の目的・役割は以下のように定められています。

第九章

第八十三条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。



大学設置基準

昭和31年文部科学省令

学校教育法に基づき、大学を設置するための基準を定めたもので、14章から成っています。

第一章 総則

第二章 教育研究上の基本組織

第三章 教員組織

第四章 教員の資格

第五章 収容定員

第六章 教育課程

第七章 卒業の要件等

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第九章 事務組織等

第九章の二 学部等連係課程実施
基本組織に関する特例

第十章 専門職学科に関する特例

第十一章 共同教育課程に関する特例

第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例

第十三章 国際連携学科に関する特例

第十四章 雑則



大学設置基準で、具体的な大学の約束事が決められています

- 総則において、大学設置基準は大学を設置するのに必要な最低の基準を示したもので、大学は水準の向上に努めるべき、と述べています。
- 章立てを見ていただければお分かりのように、教員の資格、教育課程、卒業の要件などは、全部大学設置基準に示されています。

所属されている大学の規定と大学設置基準を見比べて、確認してみてください。

- 以上の文部科学省が所轄する法・省令に基づいて、大学という教育機関が認められています。
- 大学で看護職を養成するには、大学設置基準に加えて、保健師助産師看護師法と、保健師助産師看護師学校養成所指定規則で示されている基準を満たすことが必要です。
- 看護職の養成機関とは、国家試験受験資格を付与できるものです。どういう機関が、国家試験受験資格を付与できるかが、保健師助産師看護師法に示されています。
- 看護師に関する第21条の一項に、大学における教育が明文化されたのは、平成21年です。

設置基準に示されているように、法は最低限を示したものであり、それ以上の質を求めることは、差支えありません。法が定める最低限で良しとするか、それ以上のものを提供しようとするか、皆さんはどう考えますか。



保健師助産師看護師法

昭和23年

保助看法と略され、しばしば耳にしている法律です。
保助看法で、各国家試験の受験資格が定められています。

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
- 四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 五 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者

三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者

三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの



文部科学省令・厚生労働省令で定める基準は 保健師助産師看護師学校養成所指定規則のことです。

- 昭和26年に文部科学省と厚生労働省が合同省令として発出しています。
- 保健師、助産師、看護師に必要な教育内容を定めており、指定規則の別表1が保健師、別表2が助産師、別表3が看護師のものです。
- 別表には現在、必要な教育内容と単位数が示されています。この教育内容は科目名ではありません。科目名は各大学が自ら決めるものです。
- 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」は厚生労働省管轄の専門学校に対するガイドラインで、文部科学省管轄の大学に適用されるものではありません。